

## 水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会運営規則

(部会)

第 1 条 資源管理分科会（以下「分科会」という。）に、資源管理手法検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく、資源管理措置の円滑な実施に関し、調査審議する。

(部会審議事項の扱い)

第 2 条 部会は、その調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会は、その結果を審議し、議決する。

(参考人の選任)

第 3 条 部会長は、調査審議するため必要があるときは、関係漁業者、専門的知識を有する者等を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる。

(意見表明の申出)

第 4 条 部会長は、部会において意見表明を行いたい旨申出があったときは、適当と認められるものに対し、その発言を認めることができる。

(規則の改正)

第 5 条 この規則の改正は、分科会の議決をもって行う。

附則

この規則は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。